

監査公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年10月7日

彦根市監査委員 若林 忠彦

彦根市監査委員 矢吹 安子

財政援助団体等監査結果

彦根市監査基準(令和2年彦根市監査委員訓令第1号)に準拠して監査を実施したので、その結果を次のとおり報告する。

第1 財政援助団体監査結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの(以下「財政援助団体」という。)の出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものの監査

2 監査執行対象団体等

監査執行対象団体	対象年度および財政的援助	担当所属	監査期日
彦根商工会議所	令和6年度 彦根商工会議所育成事業交付金	地域経済振興課	令和7年8月27日
稲枝商工会	令和6年度 稲枝商工会育成事業交付金		

3 監査の方法

財政援助団体の財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われているかについて、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

4 監査の結果

1から3までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった財政援助団体の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助の目的に沿って行われていることが認められた。なお、軽易な改善を要する事項については、記述を省略した。

(1) 彦根商工会議所

彦根商工会議所は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的として地域経済の振興、地域活性化に係る公共性と専門

性の高い様々な事業を推進している団体である。

彦根商工会議所育成事業交付金は、彦根商工会議所が実施する市内の商工業者に対する支援および地域経済の活性化のための公益性の高い事業に要する経費に対して交付されるもので、当年度、彦根商工会議所が当該交付金を活用した事業は、中小企業相談所経営改善普及事業(市内事業者等の経営改善、経営相談および経営指導に関する事業)、彦根異業種交流研究会(彦根商工会議所内の各種委員会、部会等が推進する商工業の振興に関する事業)、講習会、講演会、研修会実施事業(地域経済活性化を目的とした各種イベント、講演会等に関する事業)である。

中小企業は、人手不足に加えて物価上昇により収益が圧迫される中で、人材確保や流出防止を目的とした業績の改善が伴わない賃上げを余儀なくされるなど、収益力の低下による事業の継続に苦慮していることから、彦根商工会議所においては、引き続き、当該交付金の目的に沿って活用し、中小企業への必要な支援に努めていただきたい。

また、提出された帳簿等に、交付対象外とされてはいたものの、交付対象事業でない別の事業の経費の資料が混在していたこと、実績報告に基づく交付金の額の確定後の彦根商工会議所での各事業の経費の精算について担当所属において確認されていなかったことから、担当所属においては、当該交付金が有効に活用されるよう、出納その他の事務の適正な処理および管理に係る確認および助言に努めていただきたい。

(2) 稲枝商工会

稲枝商工会は、地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資することを目的とし、事業所の指導および相談に当たっている団体である。

稲枝商工会育成事業交付金は、稲枝商工会が実施する区域内の商工業者に対する支援および地域経済の活性化のための公益性の高い事業に要する経費に対して交付されるもので、当年度、稲枝商工会が当該交付金を活用した事業は、指導職員設置事業および指導事業(区域内の事業者等の経営改善、経営相談および経営指導に関する事業)ならびに地域総合振興事業(区域内の商工業の振興および地域活性化に関する事業)である。

稲枝商工会は資金繰り計画や経営改善計画の策定への関与や補助金の活用などを通じて中小企業の経営改善の後押しを進めているが、原油・原材料価格の高騰、人手不足等、中小企業を取り巻く環境が依然として厳しいことから、稲枝商工会においては、引き続き、当該交付金の目的に沿って活用し、中小企業への必要な支援に努めていただきたい。

また、交付対象経費とされていた食事代、手土産代等について、監査の予備調査時に、交付対象経費から除かれる「事業実施主体の飲食に供する経費等直接事業の実施に要しな

い経費」として交付対象外の経費に訂正された。担当所属においては、直接事業の実施に要する経費か否かについては社会通念上妥当と認められる範囲であるかに留意し、当該交付金が有効に活用されるよう、適正な出納その他の事務の処理に係る助言に努めていただきたい。

第2 公の施設の指定管理団体監査結果

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の管理を行わせているもの(以下「公の施設の指定管理団体」という。)の出納その他の事務の執行で当該公の施設の管理に係るものの監査

2 監査執行対象団体等

監査執行対象団体	対象年度および公の施設	担当所属	監査期日
株式会社ケイミックスパブリックビジネス	令和6年度 ひこね市文化プラザ	文化振興課	令和7年8月27日
	令和6年度 みずほ文化センター		

3 監査の方法

公の施設の指定管理団体の当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が当該公の施設の管理の目的に沿って適正に行われているか否か等について、監査資料の提出を求めるとともに、担当所属職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

4 監査の結果

1から3までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、重要な点において監査の対象となった公の施設の指定管理団体の当該公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が条例、協定書等に基づき当該公の施設の管理の目的に沿って行われていることが認められた。なお、軽易な改善を要する事項については、記述を省略した。

ひこね市文化プラザは、市の中央部に位置し、市民の文化、教養の向上等を図り、市民福祉の増進に資することを目的に平成9年2月にオープンした施設であり、高い専門性と質を持ち、市における文化・芸術活動の拠点としての役割を担っている。みずほ文化センターは、市の南部に位置し、地域に根差した文化・芸術活動の振興と生涯学習の推進を図ることを目的に平成11年4月にオープンした施設である。「地域に根差した文化芸術活動の拠点として市民に活動の場と参加の機会を提供する」等の基本方針に基づき、両施設を合わせて指定管理団体である株式会社ケイミックスパブリックビジネス(以下「指定管理者」という。)による管理運営が行われており、当年度は、平成31年4月1日から令和7年3月31日までの指

定期間の最終年度である。

当年度、ひこね市文化プラザでは、文化事業として一般鑑賞型事業、市民参画型事業、体験型事業、生涯学習型事業、次世代対策事業、アウトリーチ事業が実施され、みずほ文化センターでは文化事業として一般鑑賞型事業が実施された。

ひこね市文化プラザの施設は平成 8 年建築、みずほ文化センターの施設は平成 11 年建築と、いずれも建築から 20 年以上経過し、経年劣化による利用者の安全や施設運営に支障を来す不具合等が見られるほか、トイレの洋式化も完全ではない状況である。こうした状況の中で、指定管理者は、利用者アンケートや研修等によりサービスの質の向上に取り組み、前年度に比べて、当年度、利用者数はいずれの施設も減少したものの、収入額はひこね市文化プラザが大きく増加したことにより、両施設を合わせると増加している。

市の財政面の理由により施設の修繕が十分に進められていないが、いずれの施設も市民の文化・芸術活動の拠点となる重要な施設であることから、指定管理者においては、引き続き、市民、団体等の意見を聴きながら、現状において最大の効果を発揮できるよう創意工夫に努めていただきたい。また、所管課においては、指定管理者と協議しながら、よりよい施設運営ができるよう努めていただきたい。